

科研費の適正な執行の確保

1. 不正使用防止のための取組

文部科学省及び日本学術振興会は、これまで科学研究費助成事業(科研費)の不正使用等の防止及び適正な執行を図るため、以下のような取り組みを行うとともに、通知や諸会議を通じて、各研究機関に対し科研費の適正な執行の確保を要請しています。

① 応募資格を一定期間停止する措置の導入(平成15年度～)

- 不正使用を行った研究者及び共謀者 :2～5年
- 上記の共同研究者 :1年
- 不正受給を行った研究者 :5年

② 機関管理の義務化(平成16年度～)

- 研究機関による科研費の管理について、雇用契約、就業規則、個別契約等で規定
- 研究機関による研究者・事務職員を対象とした研修会、説明会の開催
- 研究機関における交付件数に対する一定割合(概ね10%)以上の内部監査の実施

③ 不正使用防止ルールの周知

- ハンドブック(研究者用、研究機関用)の作成、配付及び文部科学省ホームページへの掲載
- 不正防止のための通知の発出(平成17年1月24日)
- 説明会の開催

④ 不正使用防止に向けた新たな対策を取りまとめた通知の発出(平成18年11月28日)

- 不正行為を防止するための研究機関の自主的な経費管理・監査体制の整備を義務化
- 科研費の経費管理責任者の登録を義務化
- 全ての採択者に対し、「不正行為を行わない」旨の誓約を確認
- 文部科学省及び日本学術振興会による実地調査の実施
- 研究機関に対するペナルティー(間接経費の減額査定等)の導入 等

⑤ 「研究機関の公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)に基づく体制整備等の状況報告書」の提出を応募要件化(平成20年度分の公募から)

2. 不正使用の防止に向けて研究機関に求めている取組

○ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」 (平成19年2月文部科学大臣決定)を踏まえた適正な管理体制の整備

- ・ 文科省又は文科省所管の独立行政法人から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金を、各機関において適正に管理するために必要な事項が示されている。

○ 「科学研究費助成事業の使用について各研究機関が行うべき事務等」 (機関使用ルール)に従った適正な使用の確保

- ・ 納品検査を確実に実施する事務処理体制を整備すること。会計事務職員が納品検査を行うか、適切な研究職員等を検収担当職員に任命し、必ず納品検査を行わせること。
- ・ 旅費、人件費・謝金の支出は、事実確認を行った上で適切に行うこと。
- ・ ガイドラインを踏まえ、経費管理・監査体制を構築し、その状況を報告すること。
- ・ 研修会・説明会を積極的・定期的に実施すること。
- ・ 内部監査を実施し、実施状況及び結果を報告すること。 など

(注)内部監査の対象:従前は無作為抽出 → H23年度からは、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」を踏まえ、各研究機関の実情に応じて抽出

3. 不正使用の事例

最近の研究機関における内部監査や会計検査院の現地検査により、以下のような事例が報告されています。

(直接経費に関する不適切な事例)

- 研究者相互のチェック体制下で「預け金」が行われ、研究用物品の購入に使用されていた。
- パソコンを購入したにも関わらず、業者に指示をして消耗品を購入したとする虚偽の支払書類を作成させ、科研費から支出した。
- 作業事実のない出勤表を学生に作成させて謝金を架空請求し、当該学生の学会参加に係る旅費や学会参加費に充当した。
- 年度末に購入した研究用物品を翌年度の科研費から支出した。

(間接経費に関する不適切な事例)

- 直接経費と間接経費の区分が明確となっていない。

4. 不正使用が発生した当時の機関管理状況等

当時の管理体制等	要因等
<ul style="list-style-type: none"> ○研究者による物品検収が行われていた。 ○個々の納品伝票をとりまとめて別途作成した納品書で処理されていた。 ○年度末に使い切るために行われていた。 ○研究費の管理が研究者任せになっていた。 ○権限を有しない秘書による発注・検収が行われていた。 ○研究者が自由に発注先を決めていた。 (業者との癒着が ocorrênciaやすい環境) ○研究者任せの間接経費の執行 	<ul style="list-style-type: none"> ○検収が機能していない。 ○納品物品の書き換えが容易に行える環境。 ○研究者のルールに対する誤認・理解不足。 ○不十分な機関管理体制。 ○研究者による発注状況が研究機関において把握できていない状態。 ○業者のルールに対する理解不足、業者に対する牽制が不十分。 ○研究環境の整備に係る執行状況を機関で把握していない。

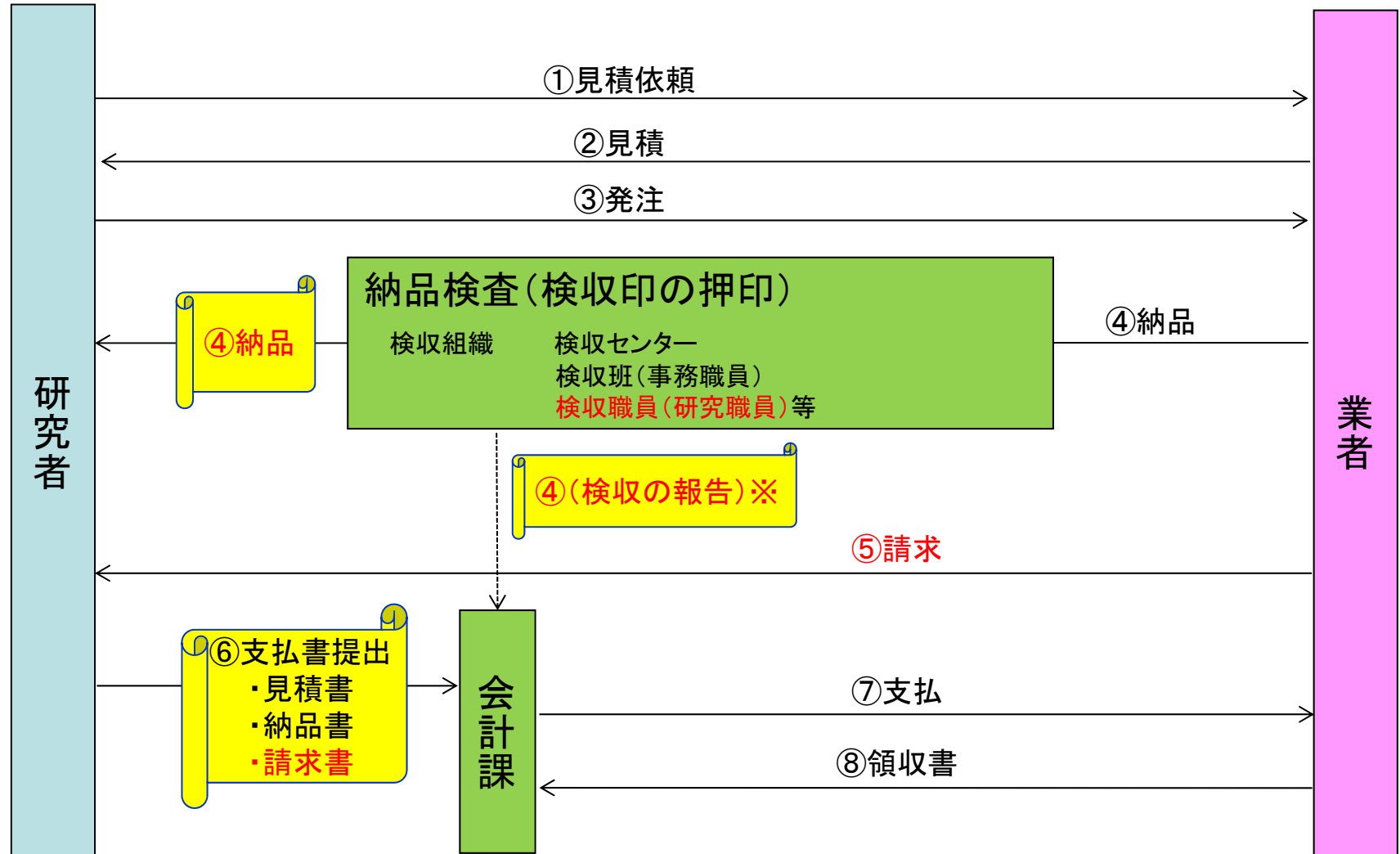
5. 再発防止策の事例

各研究機関においては、概ね以下のような再発防止策が講じられています。

- 納品検収体制の充実（納品検収センターの設置・検収担当職員の増員など）
- 研修会の実施や理解度調査の実施等による研究費の使用ルールに関する理解の向上
- 監査体制の強化（監査室を設置し、特定の業者との取引が連続して大量に行われていないか等を常に監視など）
- 取引業者から不適切取引を絶対に行わないこと及び監査等に際し必要な場合は取引帳簿等を提出する旨の誓約書を徴するなどによる取引業者への牽制
- 財務会計ルールの見直し（研究者発注の禁止・制限、単価契約の推進など）

6. 各研究機関における検収実施体制の一例

○消耗品の研究者発注を認めている場合



※購入物品の納品検査を担当する部門は、支払を担当する部門へ検収の報告を行う。

7. 確実な納品検収の実施と取引業者の理解・協力の重要性

○「預け金」は、納品検収の体制が適正に機能していないために安易に行われている傾向が見られる。

○特定の業者と研究者が癒着しやすい環境が改善されていない。



- ◆不正防止について取引業者に対する周知や牽制及び取引業者の評価が重要。
- ◆「預け金」は業者の保有している伝票と突合チェックにより確認されることから、業者の協力を得てこれらの書類を徴し確認することが有効。
- ◆「預け金」を行う主な動機は、次年度以降の研究費の確保や使い切らなければいけないと思い込んでいる場合が多く、古い認識に基づくルールの誤認や認識不足から、行う必要のない不正を行っている事例もあるため、ルールの周知が必要。
- ◆不正が発生した場合の事実確認の調査は、様々な書類の突き合わせ等、膨大な作業を伴うものであり、事務局にとって相当の負担になるものである。
- ◆納品検収の体制を整備し、実効性を確保することで、不正使用が行われにくい状況となり、不正が発生するリスクが軽減し、研究者・事務局双方にとって不要なトラブルを回避することができる。

8. 各研究機関での取組事例①（参考）

●特定の業者と研究者が癒着しやすい環境とそれを牽制していない管理状況への対応事例

◆合理的な理由なく、特定の業者に偏った発注がなされていないか確認している事例。

- 契約事務に関するマニュアルを作成し、研究部門の職員に対する研修を実施している。また、研究者発注等が適切になされるように、研究チーム等に対し管理部門の事務経験者を配置し、事務支援を行っている。
- 大学が審査、指定登録した業者に対してのみ研究者発注を認めているが、財務管理システムを使用することでシステムから発注メールが業者に送信。メールを受信した業者は、見積書を添付の上メール返信する仕組み。発注・受注状況がシステムにデータ登録されるため、事務がリアルタイムで確認できるので、特定業者に偏った発注がなされていないか確認している。

◆発注先はあらかじめ調達部署で評価した業者に制限している事例。

- 立替払を除き発注は事務で行っており、研究者が参考見積書を提出した場合でも、別途事務で見積書を徴し発注先を選定する。また、発注先が偏らないよう1～2年単位で業者を見直すなど、癒着が生じにくいものとしている。
- 緊急に消耗品が必要となり、大学と契約した大型量販店で取り扱っている場合、当該量販店が発行したクレジット機能のない法人カードを研究者に貸与し、調達の緊急性に対応している。大学は、後日量販店から調達した詳細が得られる仕組みとなっており、調達の透明性も確保している。

(注)参照資料:

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)」(平成22年8月)

8. 各研究機関での取組事例②（参考）

- ◆ 業者に原伝票の提出を求め、機関内の支出関係書類と照査している事例。
 - 取引業者の協力を得て、業者の保有する原伝票と自機関の支払い関係書類との突合を内部監査の手法として取り入れている。なお、全課題の監査は難しいので、年度末に集中して取引しているものや、特定の業者との取引が多い課題、納品書の日付が空欄、手書きのものなどを重点的に行っている。
 - 一定額以下の物品購入では、大学が取引基本契約を締結した業者のみ研究者発注を認めている。取引基本契約には納品データ等の作成・提供することの条件を付しており、大学は必要都度を確認を行っている。

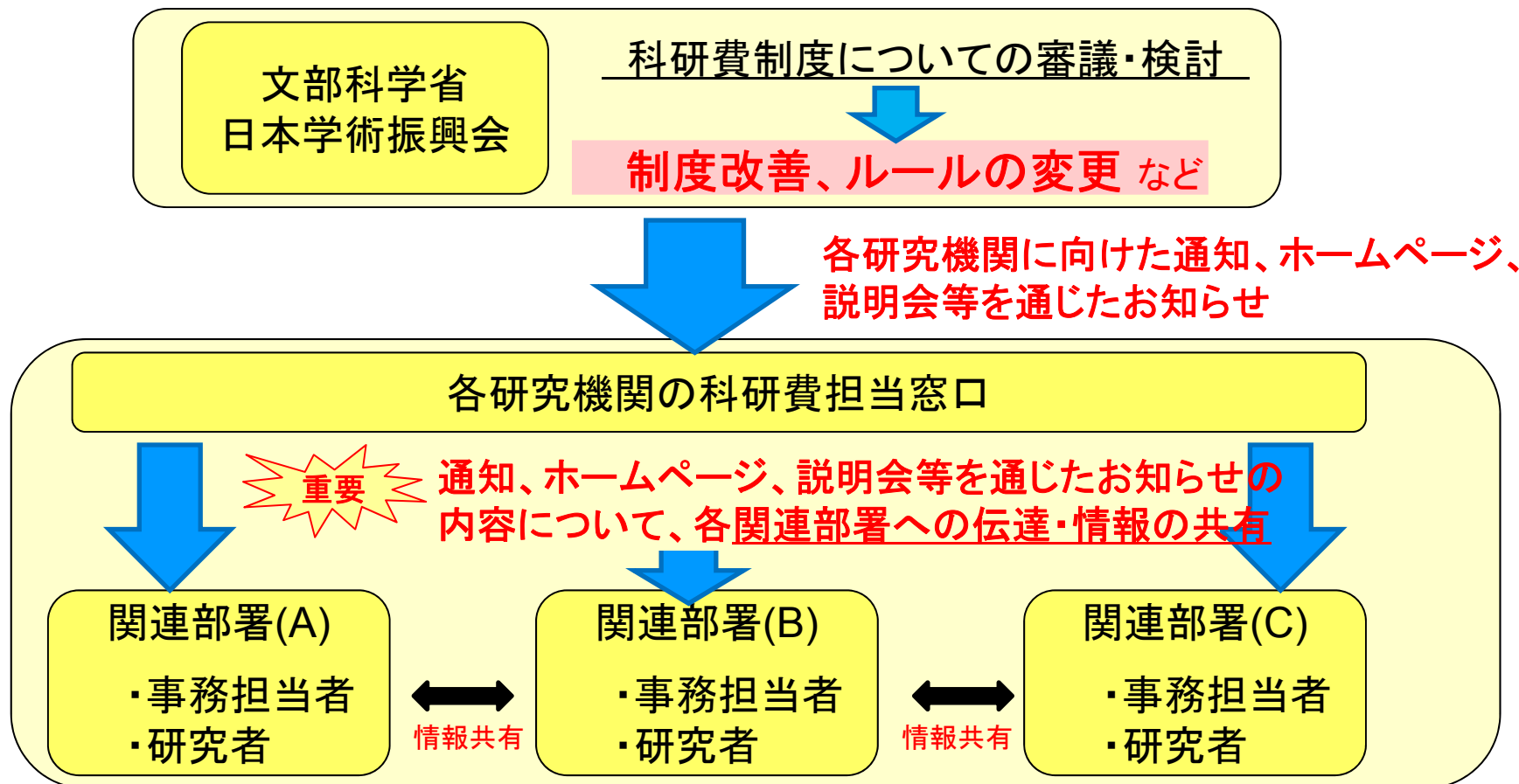
- ◆ 業者に対する不正防止にかかる取組を行っている事例。
 - 年1回購買部長が取引業者を集めて、不正に関与した場合の処分を含め不正防止について周知を行っている。
 - 業者との取引では、発注時に不正な取引に関与した場合の取引停止処分の方針を周知するとともに、契約書にも処分に関する記載を行っている。
 - 不正使用に加担した業者名を公表することを明確に規定している。 等

(注)参照資料:

文部科学省「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について(分析結果報告)」(平成22年8月)

最後に、科研費に関するお知らせの関係者への周知と情報共有の重要性

科研費制度においては、より良い制度とするために、常に制度や取扱い(ルール)の見直しを行っており、その内容を通知文書、ホームページ、説明会等を通じてお知らせしています。



制度改善やルール変更等のお知らせの内容が、研究機関内できちんと伝達・共有がされていないと・・・

- 誤った理解による科研費の不適切な執行・管理
 - 改正前の古いルールに基づく機関独自の運用により、補助事業遂行上の不都合の発生
- などの原因になりますので、文部科学省、日本学術振興会からのお知らせについて、研究機関内での周知を徹底し、最新の情報の共有に努めてください。